

別記様式第 1 号の 1

大規模事業評価調書(案)

保健福祉部障害福祉課
平成 28 年 7 月作成

I 事業の概要

事業の名称	船形コロニー整備事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和 48 年に開設した船形コロニー（黒川郡大和町）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害者支援施設」として、地域での生活が困難な重度・最重度の知的障害者を県内全域から受け入れている。 ○ 現在、建物・設備の老朽化が進み、また、バリアフリーに対応していないこと、居室の多くが相部屋のためプライバシーが確保できていないこと、更には、一人当たりの居室の広さが、現在の国の基準を満たしていないなどにより、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、施設運営に支障を来していることから、建物・設備の整備が喫緊の課題となっている。 ○ このため、平成 26 年度及び平成 27 年度において、県立施設として目指すべき役割や機能、施設整備のあり方等について、外部有識者等で構成する検討会を設置し、検討を行った。 ○ その結果、船形コロニーは、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を担うとともに、老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を早期に建て替え、現地の建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示された。 ○ これらの検討結果を踏まえ、船形コロニーは、県立施設としての役割・機能を果たすとともに、重度・最重度の障害者の安全・安心な生活環境を提供するため、早期整備が可能である現地において、本事業を行うものである。 <p>《附属資料 1 船形コロニー整備事業 基本構想（本編・概要版）》 《附属資料 2 船形コロニー施設概要》</p> <p>（対象施設の現況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設名：宮城県船形コロニー ○所在地：黒川郡大和町吉田字上童子沢 2 1 ○設置者：宮城県 ○開設年月：昭和 48 年 8 月 ○定員：施設入所支援，生活介護 300 人 (受入可能人数 210 人) 就労継続支援 B 型 20 人，短期入所 10 人 ○敷地面積：466,603.24 m² ○建物面積：20,123.31 m² (うち居住棟：8,274.54 m²) ○建物構造：鉄筋コンクリート造，鉄骨造，他非木造 ○施設構成：居住棟，管理棟，給食棟，訓練棟，体育館，車庫，温室棟，エネルギー棟，倉庫 他 ○指定管理者：社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

	<p>【上位計画との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城の将来ビジョン（平成19年3月） <ul style="list-style-type: none"> 第4章 宮城の未来をつくる33の取組 <ul style="list-style-type: none"> 第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり <ul style="list-style-type: none"> 取組22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 《附属資料5 宮城の将来ビジョン（一部抜粋）》 <ul style="list-style-type: none"> ○ みやぎ障害者プラン（平成23年3月） <ul style="list-style-type: none"> 第3章 地域で安心して生活するために <ul style="list-style-type: none"> 第4節 療育，介護・訓練等のサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 2 施設支援体制の充実 《附属資料6 みやぎ障害者プラン（宮城県障害福祉長期計画）（一部抜粋）》
<p>事業計画の背景</p>	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船形コロニーは、重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて、自立への道を開くことを目指した総合援護施設として、昭和48年8月に現在地に開設した。 ○ これまで施設長寿命化のための大規模修繕等は行われてこなかったため、現在、建物・設備の老朽化が進み、雨漏り等の不具合が生じている。また、一部の居住棟や活動棟等は、バリアフリーに対応していないため、入所利用者の生活や支援に支障を来している。 ○ 現在、居室は2～4人の相部屋が中心となっており、入所利用者一人ひとりの障害特性や状態に対応した支援やプライバシーの確保が出来ていない。また、現在の居室は、利用者一人当たりの居室の床面積の基準を満たしていない状況にあり、その他の関連する現行の基準を満たす必要がある。更には、感染症等を発症した場合に、同じ入所利用者への蔓延防止対策が取りにくいなどの課題があるため、安全・安心に生活できる居住環境が提供出来ていない。 ○ 児童福祉法改正に伴い県立の福祉型障害児入所施設「宮城県啓佑学園（仙台市泉区）」からの18歳以上の入所利用者の受け入れ先の一つとして、新たな居住の場を確保する必要がある。 ○ このため、平成26年度と平成27年度に、県立施設として目指すべき役割や機能、施設整備のあり方等について、外部有識者等で構成する検討会を設置し、検討を進めてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県立障害児者入所施設のあり方検討会（平成26年度） ◇ 船形コロニー施設整備検討会（平成27年度） ○ その結果、船形コロニーは、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を担うとともに、老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を早期に建て替え、現地での建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示された。 ○ また、入所利用者の生活の質を向上させ、高齢化や障害の重度化等への課題に対応するため、ハード面のみならず、生活環境や支援体制の充実などソフト面も含めて総合的な整備を行うとともに、利用者の視点に基づいて整備を行うべきとの考えがまとめられた。

	<p>○ 県立施設としての役割を引き続き果たし、入所利用者や在宅の障害者に対して最も望ましい支援を提供できると判断したことから、本事業を実施するものである。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>○ 入所利用者の日常生活の向上や日中活動の充実、プライバシーの確保が図られる。</p> <p>○ 高齢化や障害の重度化など、入所者一人ひとりの障害特性や状態に合わせた生活環境の提供が可能となる。</p> <p>○ 支援体制を再構築することにより、入所・通所する利用者に対して良質な支援を提供することができる。</p> <p>○ 新たな機能（研修・研究機能、福祉避難所機能等）の付加により、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット・バックアップ・コーディネート）の充実が図られる。</p>
これまでの取組状況	<p>平成26年度 県立障害児者入所施設のあり方検討会</p> <p>平成27年度 船形コロニー施設整備検討会</p> <p>平成28年度 基本構想策定</p> <p>《附属資料3 県立障害児者入所施設のあり方検討会報告書》</p> <p>《附属資料4 船形コロニー施設整備検討会報告書》</p>
今後のスケジュール	<p>平成28年度 大規模事業評価，設計者の選定</p> <p>平成29年度 基本設計，実施設計（一部）</p> <p>平成30～33年度 実施設計（段階的に実施）</p> <p>平成31～34年度 建設工事（段階的に実施）</p> <p>平成32年度 一部供用開始（新居住棟）</p> <p>供用開始予定 平成35年10月</p>

II 事業内容

用地関係	予定地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
	用地確保の状況	<p>用地の確保 <input type="checkbox"/> 済・未</p> <p>造成面積 — m²</p> <p><input type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・（ ）</p>
	敷地面積	466,603.24m ²
	規制の状況	<p>規制区域</p> <p>用途：市街化調整区域</p> <p>建ぺい率：70%</p> <p>容積率：200%</p> <p>その他：なし</p>
建設関係	事業規模	<p>新設：居住棟，附属建物（活動，給食，事務管理）</p> <p>計16,350m²</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造，鉄骨造</p> <p>改修：とがくら園，体育館</p> <p>計4,882m²</p> <p>解体：居住棟，附属棟 ほか</p> <p>計13,109m²</p>

		全体延べ床面積：34,341㎡ 整備敷地面積：約38,000㎡
--	--	------------------------------------

Ⅲ 事業費

建設費 A	調査費（地質調査費，測量費）	49百万円
	設計費	323百万円
	工事費	8,770百万円
	その他（工事監理費等）	133百万円
	（設備・備品費等）	167百万円
	合計	9,442百万円
	【財源内訳】	
	起債	7,553百万円
	社会福祉施設整備事業債（充当率 80%）	
	一般財源	1,889百万円
	合計	9,442百万円
維持管理費 B	40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成35年～平成74年の40年間と想定〉	
	人的経費	51,852百万円
	修繕・補修関係経費	1,043百万円
	運営・管理経費	13,557百万円
	合計	66,452百万円
	【財源内訳】	
	給付費等	49,728百万円
	一般財源	16,724百万円
	合計	66,452百万円
合計 A+B		75,894百万円

Ⅳ 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

<p>（社会経済情勢から見た必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船形コロニーは、民間では受け入れが困難である重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。 ○ これまで地域生活移行が一定程度進んだところであるが、現在の入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活への移行者が減少している。 ○ また、入所利用者的高齢化や障害の重度化が進んでおり、介護や医療的ケアなどが必要な入所利用者や強度行動障害を有する入所利用者の割合が増加している。
--

- 一方、船形コロニーを退所し、グループホーム等で生活している障害者が、高齢化や障害の重度化により地域での生活が困難となり再入所するケースも発生しており、今後、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定されている。
- このため、船形コロニーは、今後も重度・最重度の障害者を受け入れる障害者支援施設として、その役割を担うために必要な施設である。

《附属資料 7 障害者支援施設に係る基礎数値

(地域生活移行者数推移、待機者数推移、アンケート結果)》

(建物・設備整備の必要性)

- 現在、使用している居住棟の3棟は、いずれも築20年以上が経過しており、このうち最も古い居住棟の「おおくら園」は、築40年以上が経過しているため、建物の老朽化に伴う雨漏りや設備配管の水漏れ等の不具合の発生や、床の段差などバリアフリーに対応していないため、高齢者や車いす利用者の生活に支障が生じている。
- 各居室は2～4人の相部屋中心であり、居室面積の確保やプライバシーの確保など、生活の質の向上が課題となっている。
- その他の各建物についても、施設・設備の老朽化が進んでおり、近年、修繕を要する箇所や頻度は増加傾向にあるため、抜本的な対策が必要である。
- このため、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じているなど、施設運営に支障を来している状況にあることから、老朽化した建物・設備を整備する必要がある。

《附属資料 8 基準・仕様比較》

- なお、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9月策定）では、障害者支援施設は、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活の質の向上を図るとされている。
- 本事業においても、国が定める基本的方向に沿った整備をすることにより、生活単位の小規模化と個室化を図るほか、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成・配置とする計画である。

【当該施設の想定される利用者、ニーズ】

- 地域や民間施設等では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者等（入所）
- 以前に船形コロニーを退所し、周辺地域で生活する知的障害者等（通所）

【施設の状況（施設の規模、利用状況、耐用年数）】

○施設規模

・敷地面積：466,603.24㎡

・建物面積：20,123.31㎡（うち居住棟：8,274.54㎡）

○施設構成（平成28年4月1日現在）

(※RC造：鉄筋コンクリート造)

居住棟	建築年	構造※	耐用年数	築年数
おおくら園	昭和49年	RC造	47年	41年
かまくら園	昭和56年	RC造	47年	34年
とがくら園	平成5年	RC造	47年	22年
旧はちくら園	昭和48年	RC造	47年	42年
旧セルフふながた	昭和52年	RC造	47年	38年

付属棟	建築年	構造	耐用年数	築年数
なでくらセンター	昭和50年	鉄骨造	34年	41年
まつくらセンター	平成4年	鉄骨造	15年	23年
給食センター	平成5年	R C造	50年	23年
事務管理センター	昭和54年	R C造	50年	37年
体育館	昭和55年	R C造	47年	35年
エネルギーセンター	昭和48年	R C造	50年	42年

○利用者数（平成28年4月1日現在）

- ・施設入所支援，生活介護（入所）：209名
- ・就労継続支援B型（通所）：18名

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 障害者支援施設は，社会福祉法において，障害者支援施設を経営する事業は第一種社会福祉事業に該当し，国，地方公共団体又は社会福祉法人による運営が原則となっている。（社会福祉法第2条第2項第4号，第60条）
- 船形コロニーは，県立の障害者支援施設として，重度・最重度の知的障害者を受け入れており，業務の専門性や採算性から民間事業者では運営が困難な事業である。
- 民間では受け入れが難しい障害者を県全域から受け入れているが，入所利用者の高齢化や障害の重度化などの課題に対応する必要がある，県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすためにも，県以外に事業の実施主体になることは極めて困難である。
- 現在，指定管理者制度の活用により，指定管理者が施設を運営しているが，県としても県立施設の適正な管理運営の責任を負うものであり，指定管理者との調整等を行いながら事業を進めていく必要がある。
- 以上により，県が事業主体であることは適切である。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

- 船形コロニーは，前述のとおり，各建物・設備が老朽化しており，運営に支障をきたしていることから，早急に建物・設備を更新する必要がある。
- 県立の福祉型障害児入所施設である啓佑学園において，児童福祉法改正により，18歳以上入所利用者は，障害者のサービスへ移行する必要がある，その受け入れ先の一つとして，船形コロニーを整備する必要がある。
- 以上により，本事業を行う時期は社会経済情勢から見て適当である。

4 事業の手法が適切であるかどうか。（第4号関係）

- PFI事業導入の検討を行ったが，一定の事業規模は確保されるものの，PFI事業者の創意工夫の余地が大きい運營業務の中で，既に指定管理者制度を活用し，民間により運営されていること，また，人員配置に関する基準があるため人数も同数必要となることから，PFI導入による財政的メリットが見い出せないことなどを総合的に判断し，従来方式により整備を行うこととした。

P F I 導入調整会議での検討結果

- 平成28年6月20日に開催したP F I 導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式による手法が妥当と判断した。
《附属資料9 P F I 検討調書》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

- 船形コロニーの建設場所は、平成27年度に開催した「船形コロニー施設整備検討会」において、建設場所を現地とした場合に、以下のようなメリットがあると示している。
 - ①建設場所の確保が容易である
 - ②段階的な施設整備や機能拡張が可能である
 - ③現在の入所利用者の環境変化への負担が少ない
 - ④現在の職員が引き続き勤務しやすい
 - ⑤入所利用者、家族、周辺住民等の理解が得られやすい
 - ⑥周辺の自然環境の活用が可能である
 - ⑦県のほぼ中央部に位置している
- 検討会では、上記の考え方を踏まえ、早期の建て替えが可能な現地での建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示され、県としても、検討会の結論に沿った整備が最も有効な手法であると判断した。
- また、県が利用者家族等に対してアンケートを実施したところ、有効回答数の約84%が現地での建て替えを希望しているとの結果であった。
- なお、現状では、地域との交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携も不十分であることから、今後、地域に開かれ、多様な社会資源との連携が図れる施設として活動が展開される仕組みを検討し、その実現を目指していくこととする。
- 以上により、本事業の実施場所は適切である。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 入所利用者一人ひとりの障害特性や状態に合わせた生活環境の充実が図られ、落ち着いた生活やメリハリのある生活ができる環境が形成される。
- 入所利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への対応、地域生活移行に向けた取り組みなどに対応した支援環境の提供が可能になる。
- 船形コロニーや民間施設等の取り組みに関する情報の収集・提供（研修・研究機能）を通じて、県全体の専門知識や技術の普及・向上を図ることが可能になる。
- 高齢化及び障害の重度化等が進む社会において、県立施設として、地域での生活が困難な重度・最重度の障害者の方々のセーフティネットを図ることが可能になる。
- 現在、敷地内に分散している各建物を一部集約することにより、効率的・効果的な支援の提供が可能になる。
- 以上により、本事業は社会経済情勢から見て効果的である。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 建設予定地は、現在の敷地内の土地である。
- 現在の建物を使用しながら、本事業を実施することになるため、入所利用者の生活や日中活動に与える影響や、敷地の北側に隣接する民家等に与える影響などに十分に配慮した計画立案、工事施工に努める。
- 本事業の計画立案に当たっては、「宮城県環境基本計画（概要版）」に基づき、環境負荷の低減、周辺自然環境の保全や景観などに配慮する。
《附属資料10 宮城県環境基本計画（概要版）》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

- ①利用者及び利用者家族、周辺住民等への配慮
 - 船形コロニーは、入所利用者にとっては生活の場であることから、良好な生活環境を確保するなど、施設計画段階で十分な配慮、検討を行う。
 - 施設整備及び施設供用によって生じる周辺環境に対する影響を考慮し、進捗状況に合わせて、利用者及び利用者家族、周辺住民への説明会を開催し、事業に対する理解や協力を得られるよう努める。
 - 利用者家族においては、居室を小ユニットで個室化すると、職員の目が行き届かなくなり不安であるとの意見も一部あることから、今後、丁寧な説明を行うなど、不安の解消に努める。
- ②施設計画における配慮・検討事項
 - 今回の施設整備に併せて研修・研究機能を付加する予定であり、研修受講者は車での利用が想定されることから、十分な駐車台数を確保するとともに、雨天時でも利用者が快適に乗降できる屋根付きの車寄せを設置するなど、施設利用者が利用しやすい環境となるよう、施設計画段階で十分な配慮、検討を行う。
- ③施設の円滑な運営
 - 本事業により、新たに整備する建物の構成や配置等に対応した運営体制の再構築が必要になること、また、事業効果を十分に発揮するためには施設の円滑な運営が欠かせないことから、整備後の組織体制、運営形態のあり方について、指定管理者等と綿密に協議を行い、供用開始後に円滑な施設運営ができるよう準備を進める。
- ④災害リスクへの対応
 - 大規模な災害が起こった場合でも、施設運営を継続するとともに、福祉避難所としての機能を果たすことができる十分な耐震性を持った施設となるよう計画する。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費（地質調査費、測量費）	4 9 百万円
		設計費	3 2 3 百万円
		工事費	8, 7 7 0 百万円
		その他（工事監理費等）	1 3 3 百万円
		（設備・備品費等）	1 6 7 百万円
		合 計	9, 4 4 2 百万円

	【財源内訳】 起債 7, 553 百万円 社会福祉施設整備事業債（充当率 80%） 一般財源 1, 889 百万円 合 計 9, 442 百万円
維持管理費 B (再掲)	40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成35年～平成74年の40年間と想定〉 人的経費 51, 852 百万円 修繕・補修関係経費 1, 043 百万円 運営・管理経費 13, 557 百万円 合 計 66, 452 百万円
	【財源内訳】 給付費等 49, 728 百万円 一般財源 16, 724 百万円 合 計 66, 452 百万円
合計 A+B (再掲)	75, 894 百万円
投入職員数	①平成29年度～平成30年度（基本・実施設計等） 延べ288人（3人×4日×24月） 障害福祉課職員が、関係課室、船形コロニー、設計事務所等との打合せを月に4回程度行う。 ②平成31年度～平成35年度（建設工事等） 延べ720人（3人×4日×60月） 障害福祉課職員が、関係課室、船形コロニー、工事監理者及び工事請負業者等との打合せを月に4回程度行う。

以上のとおり、船形コロニー整備事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。

